

## 4 消滅時効

### 1 はじめに

#### (1) 消滅時効とは

消滅時効とは、法律に規定されている一定期間ある権利を行使しないという法律要件によりその権利の消滅という法律効果が生ずる制度である。

その趣旨は、①長期間継続した事実状態を維持することが、法律関係の安定のために必要であること（永続した事実状態の尊重）、②権利の上に眠っている者は法の保護に値しないこと（法諺）、③あまりに古い過去の事実について立証することは困難であることに鑑み、その立証に代えて、一定事実の一定期間の継続の立証をもって、義務の不存在の主張をなすことを許す必要があること（立証困難の救済）にある（川島武宜編『注釈民法(5)』（有斐閣、1967年）12頁）。

#### (2) 民法と自治法との相違点

民法には時効について全般的な規定があるが、自治法にも債権の消滅時効について規定がある。債権の消滅時効に関する民法と自治法との間には【図表2-4】に示す相違点がある。

【図表2-4】 債権の消滅時効に関する民法と自治法の相違点

	民法	自治法
時効期間	10年 (民法167条1項) 短期消滅時効 (民法169条以下)	5年 (自治法236条1項)
援用	必要 (民法145条)	不要 (自治法236条2項)
時効利益の放棄	時効の完成後可 (民法146条) 援用権の喪失あり	不可 (自治法236条2項)
中断事由	裁判上の請求等 (民法147条1号) 催告は、6ヶ月以内に裁判上の請求 を要す (民法153条)	納入通知、督促 (自治法236条4項)

### (3) 民法と自治法との関係

自治法236条1項ないし3項は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」(以下「地方公共団体の金銭債権」という)の消滅時効について定める。

もともと、私法上の債権については、民法や商法が時効に関し規定していることから、地方公共団体の金銭債権であっても、「時効に関し他の法律に定めがあるもの」(自治法236条1項)、「法律に特別の定めがある場合」(同条2項)にあたり(前者について、最決平15・10・10判例ID28100340、その原判決である東京高判平13・5・22判例ID28100339、昭38・12・19通知、後者について、最判昭46・11・30民集25巻8号1389頁)、民法や商法の規定が適用される。

〔債権管理〕

## 2 時効期間（何年間権利を行使しないことを要するか）

### (1) 自治法236条1項の適用範囲

自治法236条1項は、地方公共団体の金銭債権の時効期間を5年間とする。

しかし、最高裁（最判平17・11・21民集59巻9号2611頁）は、「公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである」としており、公立病院の診療報酬は3年間とされる。

その理由とする判示をみると、「公立病院において行われている診療は、私立病院において行われている診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係といふべきであるから」とある。これは、法律関係を私法関係と公法関係とに区別し、私法関係すなわち私法上の債権には民法の規定が適用されることを意味する。

さらに、「公立病院において行われている診療は、私立病院において行われている診療と本質的な差異はなく」とする判示は、私法関係と公法関係との区別は、公立と私立との本質的な差異の有無をメルクマールとして、形式論（法令の規定）にとらわれることなく、本質論（実質論）に踏み込んで判断することを意味していると思われる。

そうであるならば、地方税の滞納処分の例により処分することができる分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入（自治法231条の3第3項）が公法上の債権であることに疑いはないとしても、それ以外の地方公共団体の金銭債権を私法上の債権と公法上の債権とを形式的に区別することはできない。

## 水道料金の請求

Q

給水契約を締結することなく水道水の供給を受けてきた者に対し、過去にさかのぼって水道料金を請求することはできるか。

A

〔回答〕 過去10年までさかのぼって水道料金相当額を請求することができる。と解する。

〔理由〕 給水契約を締結することなく水道水の供給を受けた場合は、「法律上の原因なく」利得を受けたものであり、不当利得（民法703条）にあたる。

また、給水契約は、私法上の契約であるから、不当利得返還請求権は、私債権である。不当利得返還請求権の時効期間は10年であるから（民法167条1項）、少なくとも、過去10年までさかのぼって水道料金相当額を請求することができる。消滅時効期間は、事情にもよるが、不当利得返還請求権として10年間であると解する。

もっとも、給水契約を締結していなかった原因について、例えば、給水契約の申込みはあったものの地方公共団体の側で処理を失念していたといったように、専ら地方公共団体の側に落度があるような場合は、遡及できる期間について給水契約を締結している者と区別することは相当でなく、このような場合には、通常の水道料金債権の消滅時効期間を類推適用したうえで、2年間分に限りさかのぼって請求できると解するべきであろう。

他方、水道使用者の側で、詐欺など不正な手段によって給水契約の締結を回避していたような場合は、地方公共団体としては、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条）として水道料金相当額を

〔債権管理〕

請求するべきであると考え、この場合には、水道料金の不正免脱の事実が発覚してから3年間、請求時点から過去20年間分について請求できると解する（民法724条）。

### 〔解説〕

#### 1 給水契約を締結することなく水道水の供給を受けてきた者に対する水道料金相当額の請求

##### (1) 給水契約に基づく水道料金の請求

水道を使用した後に給水申込みがされても、それほど間がない場合は、実務としては、水道の使用日に給水契約を締結したものとして処理しているであろう。

しかし、長期にわたって給水契約を締結することなく水道水の供給を受けてきた場合、かかる処理は適切ではない。したがって、給水契約に基づいて水道料金を請求することはできない。

##### (2) 不当利得返還請求権

給水契約を締結することなく供給を受けた水道水は「法律上の原因なく」受けた不当利得（民法703条）にあたる。

また、給水契約は、私法上の契約であるから、不当利得返還請求権は私債権である。

そこで、地方公共団体としては、不当利得として水道料金相当額を請求することになる。この場合、水道使用者の主観（善意か悪意か）により、返還を請求できる利益の範囲が異なってくる点には留意する必要がある（民法703条・704条参照）。

不当利得返還請求権は、民法167条1項による10年の消滅時効にかかる。そして、時効の起算点は不当利得返還請求権の成立時点であるところ、本件のケースでは、水道使用者が日々水道水を使用して利益を受け、そのために地方公共団体に損失を及ぼす都度、不当利得返還請求権が成立することから、水道使用者が日々水道水を使

用した時点から、当該水道使用に係る不当利得返還請求権の消滅時効が進行すると解される。したがって、地方公共団体としては、過去10年間分の水道料金相当額について、さかのぼって請求することができるものと解する。

なお、水道使用者が、外れた水道メーターの部分を手勝手になくなど、窃取、詐欺など不正な手段によって給水契約の締結を回避していたような場合には、地方公共団体としては、水道使用者の側の違法な行為によって損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条）として水道料金相当額を請求するべきであろう。この場合には、水道料金の不正免脱の事実が発覚してから3年間、請求時点から過去20年間分について、水道料金相当額を請求できるものと解される（民法724条参照）。

#### 【根拠法令】

民法703条・704条・167条1項・709条・724条

#### 【参考文献】

我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明『補訂版 我妻・有泉コンメンタール民法——総則・物権・債権〔第2版〕』（日本評論社、2008年）1230頁以下